

新型コロナウイルス発生に伴う乗車券類の払い戻しについて

新型コロナウイルスの感染拡大を受け1都3県（東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県）への緊急事態宣言が再度発令された事に伴い、次の乗車券類については、以下のとおり払い戻しを行いますので、駅窓口へご相談ください。

1. 普通乗車券、特急券、グリーン券等（定期券、普通回数券は除く）

※ 緊急事態宣言の対象となっている都道府県でなくても可能

次の条件を満たす場合は、有効期間経過後であっても有効期間内に払い戻しの申し出があったものとしてお取り扱いします。

- (1) 緊急事態宣言の発出に伴う外出自粛を事由とする払い戻しのお申し出であること
- (2) 2021年1月8日（金）から緊急事態宣言措置期間の日が乗車券類の「有効期間」に含まれていること
- (3) 無手数料にて取り扱い
- (4) 緊急事態宣言最終日の翌日から起算して1カ年以内

2. 通勤・通学定期乗車券

- (1) 対象となる事由
1都3県への緊急事態宣言の再発出に伴い、定期乗車券の払い戻しを受ける場合
- (2) 対象となる定期券
2021年1月7日までに購入したもので、緊急事態宣言措置期間の全部または一部期間を有効期間に含むこと
且つ「券面表示区間」に緊急事態宣言措置の対象となる1都3県に所在する駅が含まれていること
- (3) 払い戻し申し出日の取り扱い
 - ① 2021年1月7日までに有効開始となる定期乗車券
2021年1月7日
※ただし、2021年1月8日以降の日を使用した場合はその最終使用日
 - ② 2021年1月8日以降に有効開始となる定期乗車券
 - ア 定期乗車券が未使用の場合
当該定期乗車券の有効開始日の前日
 - イ 定期乗車券を既に使用した場合
当該定期乗車券を最後に使用した日
- (4) 手数料 220円
- (5) 払い戻し期間
緊急事態宣言解除の翌日から起算して1年以内

※伊豆急行線とJR線を分けて購入している場合は、伊豆急行線の定期券も対象となります。